**子どもたちが集中して学べる環境をつくりたい。**

Ｑ ２

学習環境を整えることは、授業をすすめるために基本的に必要なことです。子どもたちが集中して学ぶためには、教室などの物理的な環境づくりと人間関係づくりが必要です。

**Ａ１　落ち着きのある教室環境をつくりましょう。**

子どもたちが、一日の学校生活を気持ちよく送り、集中して学ぶために、環境づくりは重要です。整理整頓された清潔な環境づくりを心がけましょう。教職員が机やいすを整頓したり、掲示物・教材や子どもたちの提出物などの整理を行ったりする習慣をつけるとともに、子どもたち自身に自分たちが過ごす教室を清掃し、整理整頓できる力をつけることも大切です。

**Ａ２　互いに認め合うあたたかい人間関係をつくりましょう。**

一人ひとりの子どもが授業に集中して意欲的に取り組むためには、互いの発言や発表を認め、尊重できる好ましい人間関係ができていることが必要です。そのためには、教職員が一人ひとりの子どもを尊重するという態度で接していることが重要です。

**Ａ３　状況によって、対処の方法を変えましょう。**

個々に気になる子どもがいる状態なのか、学級全体が落ち着かない状態になっているのかなど、子どもたちの状況によって対処の方法が異なってきます。

個々に気になる子どもがいる場合は、その子どもが集中できるよう個別の工夫も必要です。そのためには、集中できない理由が何なのか把握する必要があります。どこで学習につまずいたのか、なぜ自信をなくしたのか、あるいは人間関係をつくることが苦手ではないかなど、さまざまな点から検証し、方策を考えてください。

クラス全体がざわついてきて授業がしにくくなってきたら、一人で抱え込まず早めに他の教職員に相談しましょう。このような場合には、子どもたちとの人間関係が築けていない、子どもどうしの人間関係ができていない、授業規律がはっきり示されていないなど、さまざまな原因が考えられます。また、学校全体に関わる問題が原因となっているときもあります。原因に応じた解決方策を立てるためには、他の教職員の協力が必要です。

**〈ポイント〉**

子どもは「学びたい」「自分の存在を認めてほしい」と願っています。そのような子どもの願いを理解し、子どもが集中して学べる環境づくりを進めましょう。学校全体で共通理解の上で環境づくりを進めていくことが大切です。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

「令和７年度　初任者・新規採用者研修の手引　202５-2６」(大阪府教育委員会　令和７〔2025〕年３月)

<https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html>

Ⅱ-【６】-２-(2)、(3)には、すべての子どもが楽しく「分かる・できる」授業づくり、一人ひとりを大切にする授業づくりのためのメソッドが多く盛り込まれています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(大阪府教育委員会　平成25〔2013〕年３月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び　ともに育つ　一貫した支援のために　支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会　平成28〔2016〕年３月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/ikkannsitasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための　　明日からの支援に向けて」

（ジアース教育新社刊　大阪府教育委員会編著　平成24〔2012〕年８月）

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための　共感からはじまる『わかる』授業づくり」

　　（ジアース教育新社刊　大阪府教育委員会編著　平成24〔2012〕年８月）

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデ

ザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマ

に研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための　社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」　（ジアース教育新社刊　大阪府教育委員会編著　令和２〔2020〕年９月）

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の３部構成で編纂しています。

⑥「『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」（大阪府教育委員会　平成27〔2015〕年6月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tsujyo/index.html>

⑦「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～」（大阪府教育委員会　平成31〔2019〕年３月）

[[https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html)](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html)

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

⑧「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」（大阪府教育委員会　令和２〔2020〕年３月）

　<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9221/sidoujixtusenn_1.pdf>

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part2 －集団づくり [基礎編] －」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第２章の３では、安心・安全なクラスづくりのための規律・ルールの確立について説明するとともに、チェックリストや実践のエピソードが紹介されています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ　Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第７章では、学校生活の中心的な位置を占める授業を集団づくりの観点をもって進めるための考え方と方法について触れています。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* このため全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。 〔１－(3)－イ〕
* 教科指導においては、学習者である子どもの立場にたって、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実に努めることが重要である。　〔１－(3)－ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 「人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組」の例が紹介されている。
〔実践編　Ⅰ－１．参考〕
* 第Ⅰ章　学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方
人権感覚の育成には、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるような環境をつくることが重要である。
* 人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。〔第Ⅰ章－１．－(5)〕
* 教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。〔第Ⅱ章－第１節－１．－(1)〕
* 個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切である。〔第Ⅱ章－第１節－１．－(2)〕
* 「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない。〔第Ⅱ章－第１節－１．－(5)〕